

## 情報共有システム運用ガイドライン

### (目的)

佐賀市では、受発注者間の業務効率化（工事関係書類の電子化による業務効率化、管理資料作成の負担軽減等）を図るため、情報共有システム（ASP方式）の利用を推進する。

※「ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式」とは、情報共有システム提供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

### (対象工事)

- 1 佐賀市が発注する全ての工事を対象とし、受注者が希望する工事とする。利用を希望する場合、受注者は工事着手前に発注者と協議を行うこと。
- 2 以下の工事については、情報共有システムの利用に努めること。
  - (1) 「土木工事標準積算基準書」の諸経費体系により積算された工事（以下、「土木工事」という。）のうち工事設計金額4,000万円以上となる工事（ただし災害復旧工事を除く）。
  - (2) 営繕工事のうち工事設計金額6,000万円以上となる新築の建築工事。

### (利用可能な情報共有システム)

情報共有システムを利用する場合は、情報セキュリティの問題等の条件があるため、情報共有システム提供者のシステムについて発注者と協議を行うこと。

### (システム利用料)

情報共有システムの利用に必要な費用については、以下のとおり積算する。

- (1) 土木工事については、「土木工事標準積算基準書」及び「治山林道必携」の共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。その他の積算基準等により積算された工事であっても、別途計上しない。
- (2) 工事設計金額6,000万円以上となる新築の建築工事については、「佐賀県公共建築工事共通費積算基準」により積算された場合、当初設計において共通仮設費に別途積み上げ計上し、受注者が希望しない場合は減額変更する。また、それ以外の営繕工事において受注者が情報共有システムの利用を希望する場合は、増額変更する。

### (利用上の留意点)

#### 1 情報管理

発注者及び受注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ・ID、パスワードの管理徹底
- ・ウイルス対策の徹底
- ・工事情報等機密情報の管理徹底
- ・工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- ・その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

## 2 情報共有システムで提出可能な書類

情報共有システムで提出可能な書類については、「佐賀県工事関係書類一覧表」（土木工事施工管理の手引き）によるものとする。ただし、営繕工事については、「工事の施工に伴い必要となる書類全般」※とする。なお、以下の書類については、受注者が紙媒体で提出後、情報共有システムへ登録すること。

- ・工事書類（施工計画書）

※「工事の施工に伴い必要となる書類全般」とは、公共建築（改修）工事標準仕様書、公共住宅建設工事共通仕様書、その他本県基準等に基づき作成される工事の施工に伴い必要となる書類全般をいう。

## 3 委託業務における情報共有システムの利用

設計・調査・測量業務等においても、受注者の希望により対象とすることができる。なお、利用に当たっては、本ガイドラインを準用すること。

（特記仕様書等への記述）

情報共有システムの利用については、特記仕様書または現場説明書に明記する。